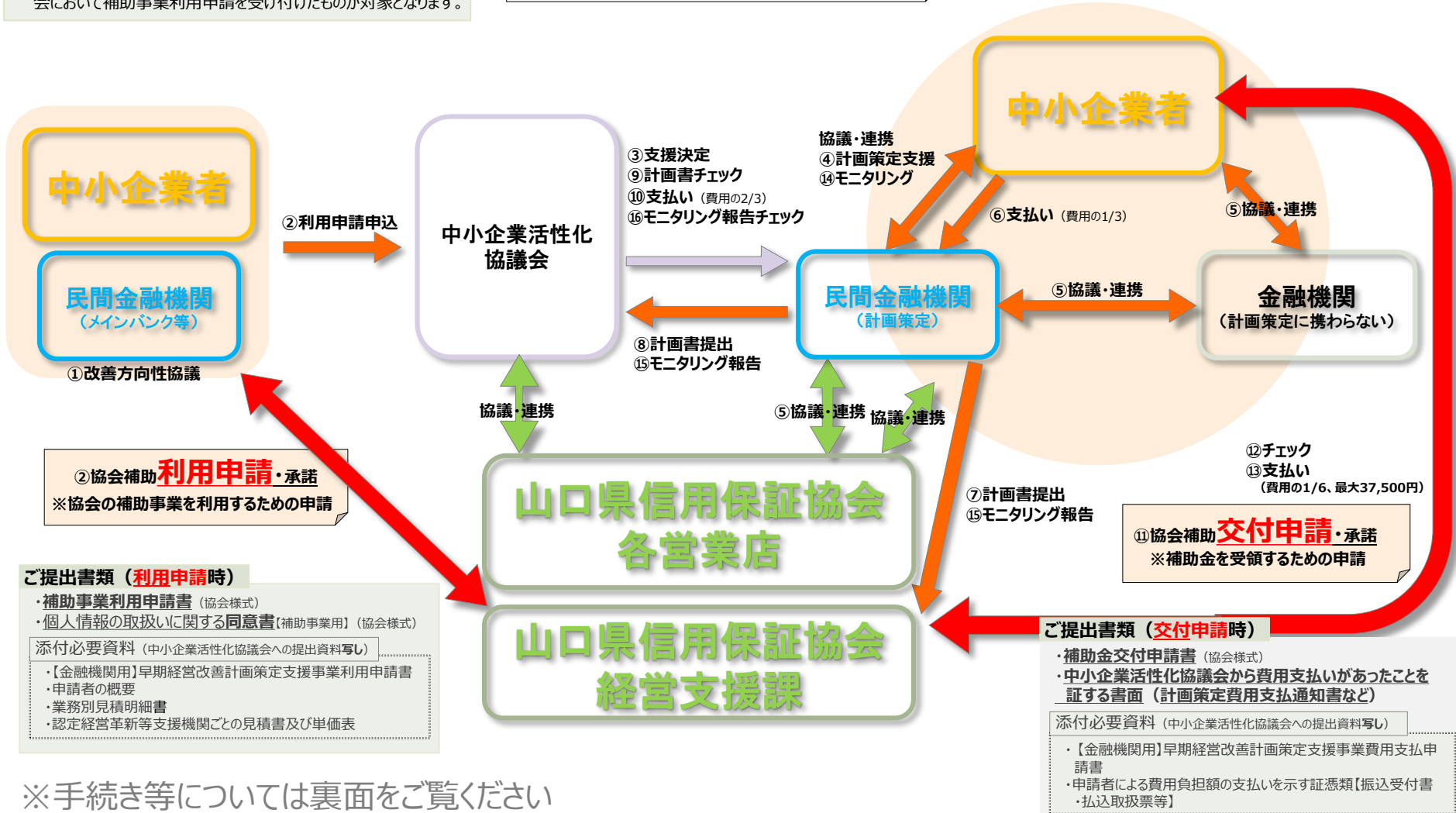


『認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業』に係る補助事業【民間金融機関】

ご留意事項

下記については補助対象外となります。
 ・「中小企業活性化協議会に提出した早期経営改善計画策定費用予定額を越えた部分」
 ※当補助事業は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までに中小企業活性化協議会の支援決定（③）および信用保証協会において補助事業利用申請を受け付けたものが対象となります。

山口県信用保証協会への申請は
 「補助事業**利用申請**（計画策定前）」と
 「補助事業**交付申請**（計画策定後）」の計2回。



※手続き等については裏面をご覧ください

補助事業利用申請から補助金支払いまでの流れ

1. 補助事業利用申請

中小企業者

民間金融機関

- ・申請者は、早期経営改善計画策定支援を実施する認定経営革新等支援機関と連名で、「補助事業利用申請書」を、山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- ・申請の際には、国の支援事業の利用申請時に中小企業活性化協議会に提出した書類の写しを添付してください。



山口県信用保証協会

- ・山口県信用保証協会において、申請書・添付書類の内容を確認の上、受け付けます。
- ・山口県信用保証協会において、補助事業の利用が適切であると判断した場合は、「補助事業利用申請受理通知書」により申請者、認定経営革新等支援機関に通知します。

2. 計画策定支援

中小企業者

民間金融機関

山口県信用保証協会

- ・認定経営革新等支援機関は、中小企業者の早期経営改善計画策定支援を実施してください。

3. 計画書提出

民間金融機関

- ・中小企業活性化協議会へ支払申請を行う前に、早期経営改善計画を保証協会へ提出してください。

4. 補助金交付申請

中小企業者

- ・申請者は、中小企業活性化協議会からの2/3の費用負担、自身の自己負担の完了後、「補助金交付申請書」を山口県信用保証協会（取扱：経営支援課）に提出してください。
- ・申請の際には、中小企業活性化協議会からの費用負担、自身の自己負担を証する書面を添付してください。



山口県信用保証協会

- ・山口県信用保証協会において、早期経営改善計画書・交付申請書・添付書類の内容を確認します。
- ・山口県信用保証協会は、交付申請の結果について、「補助金交付決定通知書」で申請者に通知し、早期経営改善計画策定支援に係る費用の1/6（ただし37,500円まで）を上限として交付します。